

生食発 1122 第 4 号
4 輸国第 3528 号
令和 4 年 11 月 22 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正
について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2
年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別表及び別紙に
ついて、一部改正を下記のとおり行いましたので、御了知の上、対応方よろしく
お願いします。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 別紙 EU-S1 について、下記の改正を行ったこと。
 - (1) 4-1. 水産食品の処理、加工又は製造等(船上における場合を含む。)を行う施設の農林水産省における認定に係る手続等(法第 17 条第 1 項関係)(6)変更の申請について、施設の構造の大幅な変更又は HACCP プランの変更を伴う場合に輸出・国際局長の承認を得るものとし、それ以外の変更を行う場合は変更内容の報告をするように改正

- (2) 上記(1)の変更報告にかかる報告様式を別紙様式6-3として追加
- (3) その他所要の改正

2 別表2について、過去の反映漏れの手当を行ったこと。